

第48回全国育樹祭実施計画策定等業務 企画提案募集要領

一部修正 令和6年4月23日

1 趣旨

本業務は、令和7年秋季に宮城県で第48回全国育樹祭を開催するにあたり、「第48回全国育樹祭基本計画」を踏まえ、式典等の内容や運営方法を盛り込んだ実施計画を策定し、また、第47回全国育樹祭（福井県）における次期開催地知事挨拶で使用する映像作成等を行うことを目的とするものである。

この業務の委託先の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画提案（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

第48回全国育樹祭実施計画策定等業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(3) 業務内容

別紙「第48回全国育樹祭実施計画策定等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 限度額

8,400,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記の金額は、本業務の調達における提案単価の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 本業務の委託

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調の場合は、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(6) 令和7年度第48回全国育樹祭運営等業務（仮）について

イ 令和7年度における第48回全国育樹祭運営等業務（仮）（以下「運営等業務」という。）については、令和7年度予算の執行が可能となった時点で、本業務受託者と委託契約の締結を予定している。

ただし、当該運営業務は令和7年度宮城県一般会計予算の成立を前提とするものであり、宮城県議会において当該予算が議決されない場合は、委託契約を締結しない。また、第48回全国育樹祭宮城県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の承認を前提とするものであり、実行委員会において令和7年度事業計画及び予算が承認されない場合も、委託契約を締結しない。

ロ 本業務において実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の指示に従わない等、不誠実な対応があり、実行委員会において本業務受託者と運営等業務の委託契約を締

結することが不適切と判断された場合は、委託契約を締結しない。この場合、本業務において実施する事前手配及び出演調整等の準備業務の状況については、事務局立会いのもとで引継ぎ事業者の説明すること。その際、本業務において作成した記録映像、資料写真等のデータについても一式として提供すること。また、各手配先に対しては、事業者が切り替わる旨の連絡を徹底することとし、円滑な引継ぎに協力すること。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (4) 宮城県内に本社、支社または営業所等の業務拠点を有すること。
- (5) 過去10年以内（平成26年4月1日以降）に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会（全国植樹祭、全国育樹祭、全国豊かな海づくり大会、国民体育大会等）で、元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として、企画又は運営を実施した実績を有すること。
- (6) 本業務に次の要件を満たす専任の総括責任者及び主任担当者を配置することが可能な者であること。
 - イ 総括責任者
イベントの企画運営に係る実務経験が7年以上あり、かつ、過去10年以内（平成26年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験があること。
 - ロ 主任担当者
イベントの企画運営に係る実務経験が4年以上あり、かつ、過去10年以内（平成26年4月1日以降）に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験があること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体も可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - イ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ロ 共同企業体を構成するすべての事業者は、参加資格（1）から（3）の要件を満たす者であること。
 - ハ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格（4）から（6）の要件を満たす者であること。
 - ニ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
 - ホ 参加資格（6）イの総括責任者は、共同企業体を代表する事業者から配置すること。
 - ヘ 共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として参加しないこと。

4 スケジュール（予定を含む）

企画提案募集開始	令和6年4月17日（水）
プロポーザル説明会	令和6年4月24日（水）
質問書提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時
質問回答	令和6年5月1日（水）午後5時
参加申込書提出期限	令和6年5月8日（水）午後5時
企画提案書提出期限	令和6年5月22日（水）午後5時
プロポーザル選定委員会	令和6年5月28日（火）
審査結果の通知	令和6年5月末
契約締結	令和6年6月中旬

5 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記（1）の書類を提出すること。

（1）提出物（各1部。A4サイズ）

イ プロポーザル参加申込書（様式第1号）

ロ 参加資格審査書類

① 参加資格確認申請書兼誓約書（様式第2号）

② 3（5）に関する書類（様式第3号に自治体や民間団体との契約書の写し等の実績を証明する書類を添付すること。）

③ 3（6）に関する書類（様式第4号、第5号及び第6号に必要書類を添付すること。）

④ 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。共同企業体の場合にあつては、構成する会社ごとに提出すること。）

⑤ 共同企業体の場合にあつては、共同企業体協定書の写し（様式第7号）

なお、協定書は、第式第7号の内容に沿ったものであれば、任意様式でも可。

（2）提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで

（3）提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メールには、代表者名、所属先、連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）を明記すること。また、約10MB以上のファイルは受信できないため、分割して送信すること。

※ 送付後、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

6 参加資格の確認

（1）提出された参加申込書等により参加資格の確認を行う。

（2）参加資格を有する者に対しては、申込順に「A社」、以降「B社」、「C社」と企画提案書に使用する社名を付し、電子メールにより通知する。

（3）参加資格を有しない者に対しては、参加資格がないと判断した理由を付し、書面により通知する。

7 プロポーザル説明会

- (1) 開催日時
令和6年4月24日（水）午後2時から
- (2) 開催場所
宮城県分庁舎（漁信基ビル）6階602会議室
- (3) 申込方法
参加を希望する場合は、次のイからハに定めるところにより参加申込みを行うこと。
なお、会場の都合により出席者数を制限する場合がある。
 - イ 提出期限
令和6年4月22日（月）午後5時まで
 - ロ 申込み方法
様式8号「プロポーザル説明会参加申込書」を電子メールにより提出すること。
 - ハ 電子メールの件名
実施計画策定等業務プロポーザル説明会参加申込み（会社名）

8 質問事項の受付

募集要領、仕様書等の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。

- (1) 質問受付期間
令和6年4月26日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法
様式第9号「質問書」に質問事項を記入し、電子メールにより提出すること。
口頭による質問は一切受け付けない。
- (3) 電子メールの件名
第48回全国育樹祭実施計画策定等業務に係る質問（会社名）
- (4) 質問への回答
質問に対する回答は、令和6年5月1日（水）午後5時までに、~~参加申込者全員（共同企業体の場合は、代表事業者）に対して回答するとともに、~~実行委員会ホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。
ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
別添の「第48回全国育樹祭実施計画策定等業務企画提案書作成要領」及び「第48回全国育樹祭実施計画策定等業務仕様書」を参照のうえ以下の企画提案書等を作成し、期限までに提出すること。すべてA4サイズ、長編綴じとすること。また、A3折込み等は混在させないこと。

項目	内容	部数	備考
① 表紙	会社名、担当者名、連絡先等を明記すること。	1	様式10
② 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 作成にあたっては、別添の企画提案書作成要領を参照して行うこと。 ページ数は表紙及び目次を除き、50ページ以内とすること。 正本1部、副本9部の計10部提出すること。ただし、副本には住所や会社名等、企画提案者が特定される情報は記載しないこと。 	10	様式任意 概算経費については、別紙様式1、2を使用
③ 見積書 (R6業務)	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施するために必要な項目ごとに、その単価、金額を記載すること。 正本1部、副本9部の計10部提出すること。ただし、副本には住所や会社名等、企画提案者が特定される情報は記載しないこと。 	10	別紙様式3 (様式任意可)

(2) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る一般書留等とし、FAXや電子メールによる提出は一切受け受けない。

(3) 提出期限

令和6年5月22日(水)午後5時必着

(4) その他

イ 1者(1共同企業体)につき1提案とする。

ロ 提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

ハ 次に掲げる事項に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

① 提出書類に不足がある場合

② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合

⑥ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

⑦ 選定委員会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

⑧ 本業務に係る他のプロポーザル参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

⑨ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

ニ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提出者が負うものとする。

10-9 選定委員会の開催

別に定める選定委員会において、下記のとおりプロポーザル参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1者(1共同企業体)を選定する。ただし、総得点

の最も高い企画提案者が実行委員会の求める最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

また、プロポーザル参加者が多数の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーションの実施対象者を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所（予定）

令和6年5月28日（火）

※ 正式な日時及び場所については、後日改めて参加者に通知する。

(2) 参加者

プレゼンテーション参加者は3名以内（共同企業体の場合は5名以内）とすること。

(3) プレゼンテーション時間

1者（1共同企業体）あたりの持ち時間は30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

(4) プレゼンテーション方法

イ 事前に提出済みの企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、追加資料は認めない。

ロ プレゼンテーションは匿名で行うものとし、事務局よりプロポーザル参加者あて、あらかじめ通知する名称（A社、B社等）を使用すること。また、会場入室時にも会社名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。

ハ プレゼンテーションの会場にはプロジェクター又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参してプレゼンテーションを実施することも可とする。

(5) 審査のポイント

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
企画提案書及びプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書が具体的でわかりやすく、詳細に記載されているか プレゼンテーションが具体的でわかりやすいか 	5
業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> 過去に、類似の業務の受託実績があるか 不測の事態にも対応できる体制と十分な人員が確保されているか 	10
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 全国育樹祭という、伝統ある全国行事の意義が理解できている提案内容か 第48回全国育樹祭基本計画の開催理念や基本計画の内容が理解できている提案内容か 宮城県らしさを盛り込みつつ、他都道府県の全国植樹祭や全国育樹祭等で演じられた内容と類似することのない提案のできる企画力や独創性を持っているか 実際に提案内容を実現することが可能な、具体的に明確な全体構想を持っているか 	75 (内訳) 全体概要：10 お手入れ行事：15 式典行事：30 併催・記念行事：10 運営計画等：10
提案内容に係る概算経費	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な式典運営や会場設営、経費縮減のための工夫がなされているか 内訳や積算根拠が具体的かつ詳細に記載されており、提案内容と整合性が図られているか 第48回全国育樹祭運営等業務における委託契約者と実行委員会の役割分担が適切か 	10

~~1 1-0~~ 選定結果の通知

審査会に参加した全ての応募者に対し、審査会終了後、速やかに通知する。
なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

~~1 2-1~~ その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、事務局と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

~~1 3-2~~ 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出及び本業務に関する問合せ先

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会

(宮城県水産林政部全国育樹祭推進室内)

住 所：〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番16号

宮城県本町分庁舎（漁信基ビル）5階

電 話：022-724-7261

E-mail：ikujuk@pref.miyagi.lg.jp